

下呂市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、下呂市議会基本条例（令和3年下呂市条例第13号）の理念にのっとり、下呂市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本的事項を定めることにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市の施設を管理する同項に規定する指定管理者をいう。
- （2） 役員 支配人、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくは清算人又はこれらに準ずる者をいう。
- （3） 市職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員
 - イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び岐阜県教育委員会から任命された職員であって下呂市立小中学校の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第156号）に規定する小学校及び中学校に勤務する職員

（議員の責務）

第3条 議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、市民の信頼に応えるよう、常に政治倫理の意識の向上及び確立に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、主権者として市政に参加し、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対して、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準等）

第5条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 市民全体の代表者として、その品位及び議会の名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

- (3) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している法人（以下「市等」という。）が行う工事の請負契約（下請負を含む。）、業務の委託契約、物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）及び指定管理者の指定に関して特定の法人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (4) 市長、市又は市が構成団体となっている機関若しくは団体が行う許認可、命令、行政指導等に関し、特定の法人、団体又は個人のため、有利な取り計らいをしないこと。
 - (5) 市職員等の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (6) 市職員等の採用、昇任又は人事異動に関して不当に関与しないこと。
 - (7) 政治活動に関して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 199 条の 5 第 1 項に規定する組織）にあっても、同様とすること。
 - (8) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（請負契約等に関する遵守事項）

- 第 6 条** 議員は、地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等に関し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。
- 2 議員は、国又は自治体から補助金等の交付を受け、それを主たる財源として運営を行う法人その他の団体の代表になってはならない。

（指定管理者の指定に関する遵守事項）

- 第 7 条** 議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている法人又は団体は、指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

（審査請求の手続き）

- 第 8 条** 市民又は議員は、議員に次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する 50 人以上の者の連署、議員にあっては 2 人以上の者の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。
- (1) 第 5 条第 1 項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
 - (2) 第 6 条に規定する請負契約等及び第 7 条に規定する指定管理者の指定に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。
 - (3) その他この条例に違反する疑いがあるとき。

- 2 前項に規定する連署のため署名を収集しようとする者は、あらかじめ審査請求の内容を定め、これを明らかにして署名を収集するものとし、署名収集の開始後は、これを変更してはならない。
- 3 議長は、前項の規定により提出された審査請求の書類に形式上の不備があると認めるときは、審査請求をした代表者に対し、その補正を求めることができる。
- 4 議長は、当該審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、却下するものとする
 - (1) 第1項に規定する審査請求要件を満たしていないとき。
 - (2) 審査請求をした代表者が、前項に規定する補正の求めに応じないとき。
- 5 第1項に規定する違反を疑う行為があった日から1年を経過したときは、審査請求をすることができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りでない。

(審査会の設置)

- 第9条** 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、下呂市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を諮問するものとする。
- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、6人以内とし、審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員のうちから議長が選任する者及び地方自治法第18条に定める選挙権を有する者で社会的信望があり地方行政に関し識見の高い者のうちから議長が委嘱する者をもって充てる。この場合において、議長が選任する者と委嘱する者の委員の数は、概ね同数となるようにする。
 - 3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
 - 4 審査会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
 - 5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の運営)

- 第10条** 審査会は、前条第1項の規定により諮問された事案に係る審査請求の適否又はこの条例に違反する行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、審査対象議員が第5条から第7条までの規定に違反していると認められる場合は、議長に対して必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - 3 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
 - 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 5 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長が決する。
 - 6 会議は、原則として公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により非公開とすることができる。

- 7 審査会は、第1項の審査を行うため、第8条第1項の請求代表者（以下「請求代表者」という。）、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 8 審査会は、第1項及び第2項の審査等を行うに当たり専門的な知識及び見地が必要と認めるときは、弁護士その他の外部の専門家に対し、出席を求めて意見を聴取し、又は助言を求めることができる。
- 9 審査会は、審査等に当たり対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 10 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 12 委員が会議に出席し、又はその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、報酬の支給基準、支給方法及び費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）別表に規定する公平委員会委員の例による。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関しその他必要な事項は、委員長がその都度審査会に諮って定める。

（議員の協力義務）

- 第11条** 議員は、審査会の要求があったときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。
- 2 審査会は、前項の規定に関し、対象議員が調査に協力せず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

（照会）

- 第12条** 審査会は、審査のため必要と認めるときは、公的機関又は関係団体等に照会することができる。

（審査結果の報告）

- 第13条** 審査会は、議長から諮問を受けた日から90日以内に審査を終え、審査結果を記載した報告書を作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 審査会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に審査を終了できないときは、これを延長することができる。この場合において、延長の理由及び延長し審査を終了する日を議長に通知しなければならない。

（対象議員に対する措置等）

- 第14条** 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、第5条から第7条までの規定に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 口頭注意
 - (2) 文書による戒告
 - (3) 議場における陳謝の勧告
 - (4) 一定期間の出席自粛の勧告（出席自粛勧告決議案の提出）
 - (5) 議員辞職の勧告（議員辞職勧告決議案の提出）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置
- 2 議長は、前項の規定により行った措置等の内容を、請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

（議長の職務の代行）

第 15 条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議員在職期間の最も長い議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。ただし、議員在職期間が同期間の議員が複数あるときは、そのうち年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（逮捕後及び起訴後の説明会の開催）

- 第 16 条** 議長は、議員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの各条及び第 198 条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪、又は議会の信用を著しく失墜させたと認められる反社会的性格の強い犯罪（以下「職務関連犯罪等」という。）の被疑者又は被告人として逮捕又は起訴された場合において、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員に対し、市民に対する説明会を開催するよう求めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、議員が職務関連犯罪等の被告人として一審有罪判決の宣告を受けた場合において、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は、速やかに市民に対する説明会を開催し、自ら説明責任を果たさなければならない。
- 3 市民は、説明会において、その議員に質問することができる。

（説明会開催の請求）

第 17 条 市民は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する 50 人以上の者の連署をもって、説明会の開催を議長に請求することができる。この場合において、説明会の開催は、議長が主宰するものとする。

（刑の確定後の措置）

第 18 条 第 16 条第 2 項及び第 3 項、並びに前条の規定は、議員が職務関連犯罪等の被告人として有罪判決を受け、その刑が確定した場合において、引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。ただし、既に第 16 条第 2 項の規定による説明会が開催された場合は、この限りでない。

- 2 議員が職務関連犯罪等の被告人として有罪判決を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、その議員は、自ら進退を決し、政治的責任を明らかにするものとする。
- 3 議会は、前項の議員が引き続きその職にとどまろうとする場合は、議員辞職勧告決議案の上程を含め、必要な措置を講ずるものとする。

（手続きの特例）

第19条 議長は、下呂市ハラスメント防止等に関する条例（令和〇年下呂市条例第〇号）第15条第2項の規定による調査の結果ハラスメントの疑いがあるときは、第8条の規定に関わらず、審査請求の手続を省略して審査会を設置し、審査を諮問することができる。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。